

恵森第25号  
令和2年4月17日

公益社団法人岐阜県緑化推進委員会  
理事長 日置 敏明 様

岐阜県林政部長

新型インフルエンザ等特別対策措置法に基づく新型コロナウイルス感染症の  
感染防止対策の実施について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、岐阜県を含む全国を対象区域とした緊急事態宣言が発出されました。

このような状況を踏まえ岐阜県では、県下全域を対象とし、4月18日から5月6日までの間、県民の皆様に対し、同法に基づく外出自粛の要請や適切な感染防止対策の協力要請等を行うこととなりました。

林業・木材産業関係事業者の皆様につきましては、事務所・工場・作業場が、同法第24条等に基づく「社会生活を維持するうえで必要な施設」に該当すると思われますので、貴団体におかれましては別紙1の内容を会員事業者の方々に広く周知いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、施設の使用制限の協力を要請する団体に対しましては、別紙2のとおり通知されておりますのでご承知おきください。

所属	岐阜県林政部 恵みの森づくり推進課 緑化推進係		
担当係長	兼定	担当	渡辺
電話	058-272-1111(内線:3035)		
e-mail	<a href="mailto:watanabe-kimio@pref.gifu.lg.jp">watanabe-kimio@pref.gifu.lg.jp</a>		